

広島県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年四月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

(一) 法第19条第3項第1号の規定による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日 (平成)
山本 壮一	三原市政振興会	26・12・30
玉川 雅彦	玉川まさひこ後援会	27・11・30

(二) 法第19条第3項第2号の規定による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日 (平成)
大田 智弘	大田智弘後援会	23・12・31
住岡 淳一	住岡淳一後援会	25・10・1
和田 隆志	和田たかし後援会	26・12・28
佐藤 一直	佐藤一直を育てる会	26・12・31
坂元 大輔	さかもと大輔を支える会	27・3・6
妹尾 幸太郎	妹尾幸太郎後援会	27・3・12
金井塚 遠	金井塚はるか後援会	27・3・25
大濱 博幸	大濱博幸後援会	27・3・15
門田 峻徳	門田たかのり後援会	27・3・31
時光 良造	時光良造後援会	26・12・31
平 浩介	平浩介後援会	27・4・27
橋本 征俊	サステナブルグロウ	27・4・30
山根 進	山根進後援会	26・12・25
芝 清	芝清後援会	26・12・31

蒲原 敏博	かんばら敏博後援会	27・6・25
大野 喜子	大野よし子と共に歩む会	26・12・31
空本 誠喜	空本誠喜と未来を考える会	27・6・28
山口 寛昭	山口寛昭後援会	26・12・31
石橋 林太郎	広島地域政策研究会	27・9・1
財官 宏年	財官宏年後援会	27・10・25
吉井 清介	吉清会	27・12・15